

小林市総合事業の請求に係る Q&A について

問 1 総合事業の請求方法を教えてほしい。

(答) 別添「総合事業に係る請求方法について」を参照すること。

問 2 給付制限を設けているか。

(答) 小林市総合事業における給付制限は設けていない。

- 事業対象者が総合事業のサービスを利用する場合、給付制限は適用されない。
- 給付制限中の要支援者が総合事業サービスのみを利用する場合、給付制限は適用されない。
- 給付制限中の要支援者が総合事業のサービスと介護予防サービス（介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリ等）を「併用」する場合、総合事業のサービスには給付制限は適用されないが、介護予防サービスには給付制限が適用されることに注意すること。
- 給付制限となった場合の給付制限期間は、介護保険被保険者証に記載されるため、必ず確認されたい。
- 生活保護受給者は給付制限の対象とならない。

問 3 通所型サービス A の送迎とその他支援（介護保険サービスを除く。）を組み合わせて提供する場合の注意点等はあるか。

(答)

- 通所型サービス A（以下、「通所 A」という。）の利用に係る送迎に併せて、利用者からの依頼に応じて通所 A 以外の支援を行う場合は、通所 A の提供時間に含めず、かつ、通所 A の利用に係る目的地と自宅への送迎について安全に配慮して行うこと。
- 利用者から依頼のあった際は、利用者の安全を確保する観点から、安全策及び事故発生時の対応方法等について利用者とその家族等と合意形成を図ること。
- 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）や医療法等の関係法規を遵守すること。